

# 新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入のための 救急・周産期・小児医療体制確保設備整備事業について

令和5年6月5日  
地域医療連携課

## 1 目的

発熱や咳等の症状を有している新型コロナウイルス感染症の疑い患者が、感染症指定医療機関以外の医療機関を受診した場合においても診療できるよう、救急・周産期・小児医療の体制確保を行うこと等を目的とする。

## 2 補助対象事業者及び補助条件

発熱のある救急患者を受け入れる救急告示病院・各地区2次輪番産科病院(小児2次輪番病院、精神科救急輪番病院を含む)

※保健医療機関に限ります。1次救急医療機関(休日夜間応急診療所等)は対象外です。

※疑い患者を診療した実績がある救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関であること。発熱患者など新型コロナウイルス感染症の疑い患者を受け入れない病院は、補助対象外となります。

※本事業を実施する医療機関は、救急隊から疑い患者の受入れ要請があった場合には、一時的にでも当該患者を受け入れること。ただし、受入れ患者の入院加療が必要と判断された場合、受入れ医療機関の空床状況等から、必ずしも当該医療機関への入院を求めるものではなく、他院への転院搬送を行っても構いません。

## 3 対象となる経費と設備

令和5年4月1日以降に生じた経費であり、9月30日までに納品・設置が完了するものに限りです。(補助率10/10)

- (1)新設・増設に伴う初度設備を購入するために必要な需要品(消耗品)及び備品購入費(上限額:1床あたり133,000円)
- (2)個人防護具(マスク・ゴーグル・ガウン・グローブ・キャップ・フェイスシールド)  
(上限額:1人あたり3,600円)
- (3)簡易陰圧装置(上限額:1床あたり4,320,000円)
- (4)簡易ベッド(上限額:1台あたり51,400円)
- (5)簡易診療室及び付帯する備品(実費相当額)

※簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に

設置するものであって、新型コロナウイルス感染症疑い患者等に外来診療を行う診療室をいいます。

(6)HEPAフィルター付空気清浄機(陰圧対応可能なものに限る)

(上限額:1施設あたり905,000円)

**※空気清浄機本体に陰圧機能がついているもので、陰圧機能を使用する場合にのみ補助対象となります。**

(7)HEPAフィルター付パーテーション

(上限額:1台あたり205,000円)

(8)消毒経費(実費相当額)

(9)救急医療を担う医療機関において、疑い患者の診療に要する備品

(上限額:1施設あたり300,000円)

(10)周産期医療又は小児医療を担う医療機関において、疑い患者に使用する保育器(上限額:1台あたり1,500,000円)

※設備整備事業等事業の対象については、救急・周産期・小児医療において疑い患者を受け入れるために要するものに限ります。

#### 4 補助金の額

基準額(上記3(1)~(10))と対象経費の実支出額を比較して少ない方の金額を補助します。

#### 5 補助金交付までの流れと申請書類

主体	内容	提出書類	申請期限
① 医療機関	県へ交付申請書の提出	(申請様式EXCELシートに入力) ・交付申請書(第1号様式) ・所要額調書(別紙8-1) ・事業計画書(別紙8-2) ・歳入歳出予算書抄本 ・購入物品一覧 ・個人防護具積算 ・補助条件確認書 ・整備理由書(各設備を複数整備する場合、過去に整備した設備を追加整備する場合) (上記と別に添付が必要な書類) ・見積書の写し等	令和5年9月30日(厳守)
② 県庁	内容が適切であれば県		

	より医療機関へ交付決定 通知書を送付		
③ 医療機関	事業完了後、県へ実績 報告書の提出	<b>(申請様式EXCELシートに入力)</b> ・実績報告書(第5号様式) ・所要額精算書(別紙8-3) ・実績報告書(別紙8-4) ・歳入歳出決算書抄本 ・購入物品一覧 ・個人防護具積算 ・補助条件確認書 <b>(上記と別に添付が必要な書類)</b> ・納品書等(内訳及び金額がわか るもの) ・設備整備後の写真	事業完了後30日以内又は 10月31日までのいずれ か早い日 (例:令和5年8月7日に事 業完了した場合は9月6 日)
④ 県庁	実績報告書類が適切で あれば、県より補助金交 付額確定通知を送付		
⑤ 医療機関	県へ請求書の提出	<b>(申請様式EXCELシートに入力)</b> ・補助金交付請求書(第6号様式) <b>(上記と別に添付が必要な書類)</b> ・金融機関等振込先通帳の写し	補助金交付額確定通知の 受領後速やかに
⑥ 県庁	補助金の交付		

※交付決定後に①補助事業の内容に著しい変更がある場合、②補助対象経費に30%を超える変更がある場合は、実績報告書提出の前に変更承認申請書(第2号様式)を関係書類とともに県へ提出し、承認を受ける必要があります。

※また、事業を中止する場合は、中止(廃止)承認申請書(第3号様式)を提出してください。

※補助事業完了後に、補助金に係る消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合は、速やかに報告する必要があります。(第7号様式)

※補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合は、当該仕入控除税額を県に返還することになります。

## 6 申請方法

奈良県電子自治体共同運営システム電子サービス(e-古都なら)により申請をお願いします。

URL:[https://apply.e-tumo.jp/pref-nara-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=31822](https://apply.e-tumo.jp/pref-nara-u/offer/offerList_detail?tempSeq=31822)

## 7 その他

補助事業の実施により取得した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄することはできませんので、ご注意ください。

また、知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付していただくことがあります。

## 8 問い合わせ先

**(お問い合わせの前に、Q&Aをご確認ください。)**

奈良県地域医療連携課新型コロナ医療対策係 TEL:0742-27-8801

令和5年6月5日作成

令和5年7月5日更新